

## JQA 認証・試験・国際認証等のお申し込みに関する了承事項

(一財) 日本品質保証機構 総合製品安全部門

当機構への認証・試験等のお申し込みにあたっては、下記事項をご了承いただいた上でお申し込みください。

(お申し込みについて)

1. (1) 「JQA 認証・試験・国際認証等 申込書」をご提出ください。内容確認後、お見積書を発行またはそれに準ずるご案内をお送りします。これらに記載の料金は、それまでにご提示いただいた資料または情報に基づいて算定した標準工程に基づく概算です。

当機構からご案内する予定納期とは、お申し込みいただく業務の申請・評価・審査に必要な資料または供試品（当該供試品に付帯する部品または試験用の器具等を含む、以下「供試品等」という）等が当該業務での認証・試験を実施する機関に完備された時点を起算日として、書類の不備または不適合判定等が発生しない条件で算出した、当該業務の実施において通常要すると見込まれる標準的な期間です。

資料または供試品等の必要物をご準備いただく期間、ご提出いただいた資料等に不備または不足があった場合の追加準備期間、供試品等の運搬期間（通関等に要する期間含む）、年末年始等の連休期間（本了承事項 2. (2) に定める国際認証等に係る申請代行においては当該国の休日等を含む）または繁忙状況による待ち時間などは予定納期には含まれません。

諸事情または諸条件により、申込書にご記載頂いた希望日までに証明書等\*を発行することができない場合がありますのでご了承ください。

注：証明書等\*は、当機構にお申し込みいただいた評価の結果に対する証明書または報告書等であり、内容に応じて「認証書」「適合性検査証明書」「試験成績書」などの表題となります。

- (2) お見積書等の内容をご承諾いただけましたら、評価に必要な資料、供試品等を指定の試験所（当機構または海外認証機関等）にご提出ください。

- (3) 評価のためにご提出いただいた資料は返却いたしません。

- (4) ご提出いただいた供試品等は、原則として返却いたします。供試品等の返送に要する料金はお客様のご負担となります。また、ご提出いただいた供試品等を分解した場合、製品・部品によっては組み立て直してのご返却ができない場合があります。組み立て直しての返却をご希望の場合は、別途ご相談ください。

- (5) 当機構が実施する認証・試験等は、お客様のお申し込みに基づき、該当する基準等（適用基準）を用いて評価を実施するものです。お申し込みいただいた内容に関する評価が技術的に困難なものであると判明した場合には、お申し込みをお受けできないことがあります。また、このような場合は、一旦受け付けたお申し込みについてもご相談の上でお断りすることがあります。

(お申し込みの取消し等)

2. (1) お申し込みにおいて、以下の事項の一つに該当する場合は、当機構の判断でお申し込みを受け

付けない、または一旦受け付けたお申し込みを取り消すことがあります。なお、一旦受け付けたお申し込みを取り消す場合は、それまでに発生した費用を請求させていただきます。

- ①お客様が本了承事項 2.1. に違反した場合。なお、この場合、当機構は、当該取消しによりお客様が被った損害につき、一切の義務および責任を負わないものとし、また、当該取消しにより当機構に損害が生じたときは、お客様はその損害を賠償するものとします。  
②お客様において、資産、信用状態が悪化したまたはその恐れがある場合。  
③当機構が必要と判断する資料や供試品等の請求に対して、これらをご提出いただけない場合。  
④お客様の事由にて当該業務の進行が遅滞している、または滞留していると当機構が判断した場合。  
⑤その他お申し込みについて当機構が不適切と判断した場合。

- (2) 日本国および海外の国、当局または認証機関等（以下「認証機関等」という）が管理・運営する国際認証制度等（以下「国際認証制度等」という）においては、認証を行う認証機関等が、証明書等の発行をはじめ、認証に係わる一切の権限を有します。当機構にて国際認証制度等に基づく認証等（以下「国際認証等」という）に係る申請代行のお申し込みを受け付けた後であっても、認証機関等が認証に係る決定事項または認証手順に合致していないと判断した場合など、当該申請が認証機関等によって却下されることがあります。これが判明した場合は当機構へのお申し込みを取消しとさせていただきます、当該認証機関等からの請求額を含めて、それまでに発生した費用を請求させていただきます。

(お申し込み内容の変更)

3. (1) お申し込みの後、お客様の事由によりお申し込み内容の変更をご希望の場合には、その旨を文書にて当機構にご提出ください。この場合、料金、予定納期等が変更となる場合があります。

- (2) お客様の事由にて当該業務の進行が遅滞している、または滞留していると当機構が判断した場合にあっては、当機構よりお申し込み内容の一部変更を申し入れることがあります。

- (3) EMC 試験について、お客様が都合により試験の日程変更のお申し出があった場合、当該お申し出があった日から試験の予約日初日までの日数により、以下の通り日程変更料金を請求させていただきます。

(車載機器 EMC 試験以外の EMC 試験)

試験の予約日初日の 1 営業日前から当日	予約した試験の見積金額*の 100%
試験の予約日初日の 4 営業日前から 2 営業日前	予約した試験の見積金額*の 50%
試験の予約日初日の 7 営業日前から 5 営業日前	予約した試験の見積金額*の 20%

(車載機器 EMC 試験)

試験の予約日初日の 1 営業日前から当日	予約した試験の見積金額*の 100%
試験の予約日初日の 7 営業日前から 2 営業日前	予約した試験の見積金額*の 60%
試験の予約日初日の 14 営業日前から 8 営業日前	予約した試験の見積金額*の 30%

注：見積金額\*は、当機構が当該業務に対して提示した見積金額合計になります。

(評価内容等の変更)

4. 認証・試験等の実施の過程において、評価の内容変更、追加等が必要となることがあります。この場合、料金、予定納期等が変更となる場合があります。

(お申し込みの取り下げ)

5. (1) お申し込みを取り下げる場合は、その旨を文書にて当機構にご提出ください。但し、取り下げの場合には、それまでに発生した費用を請求させていただきます。

(2) 試験設備を使用する信頼性・環境試験（立会試験）について、お客さまよりお申し込みの取り下げがあった場合、当該お申し出があった日から試験の予約日までの日数により、以下の通りキャンセル料金を請求させていただきます。

試験の予約日より1営業日前から当日	予約した試験の見積金額*の100%
試験の予約日より4営業日前から2営業日前	予約した試験の見積金額*の50%
試験の予約日より7営業日前から5営業日前	予約した試験の見積金額*の20%

注：見積金額\*は、当機構が当該業務に対して提示した見積金額合計になります。

(3) EMC 試験について、お客さまよりお申し込みの取り下げがあった場合、当該お申し出があった日から試験の予約日初日までの日数により、本了承事項3. (3)に従い、キャンセル料金を請求させていただきます。

#### (契約書)

6. (1) 本了承事項の他に、当機構からの申し出によりお客さまと当機構との間で契約を締結する場合があります。

(2) 認証に関するお申し込みの場合は、認証後の取り扱いを規定した、認証にかかる契約書を締結する場合があります。

#### (事業所・製造工場への立ち入りに関する事項)

7. (1) 工場調査、現地審査または実地での試験（立会試験）等が必要な場合は、当機構の職員または委託機関の職員（以下、職員等という）が事業所または製造工場に立ち入り必要な調査等を実施いたします。

(2) お客さまが製造工程の一部を外部委託している場合には、必要に応じて認証・試験等の実施のために職員等が当該外部委託先の工場に立ち入ることがありますので、ご手配をお願いいたします。

(3) 職員等が立ち入る可能性のある場所について、安全の確保および立ち入り禁止場所の指示を行っていただきますようお願いいたします。なお、専ら職員等の不注意による場合を除き、職員等が何らかの危害・損害を受けた場合には、当機構はお客さまに対してそれにより当機構が被った損害の賠償を求めることがあります。

注：他の認証機関からの委託に基づいて当機構の職員が行う工場調査における損害賠償等については、当該認証機関と当機構の協議を経ることになります。

#### (広告・宣伝活動)

8. (1) お客さまが広告および宣伝活動等を行う際、当機構が認証・試験等を行った製品以外の製品等についても認証・試験が行われたような誤解を招く表示・表明等をすることはできません。

(2) 当機構の証明書等および当機構が認証・試験等を行った事実について、当機構の評価が損なわれるような方法で利用することはできません。

(3) 認証に関する表示・表明（認証マークを含む）は、当機構で認証を取得されたお客さまに対してのみ認められます。なお、お客さまが第三者に認証に関する表明をさせる場合には、事前に当機構にご相談ください。

(4) お客さまにおいて、前三項のいずれかに反する事実が明らかになった場合には、広告および宣伝活動等を中止し、当機構の指示に従って訂正・回収等の対応をしていただく場合があります。広告および宣伝活動等の中止にご同意いただけない場合には、当機構の判断で、認証の一時停止もしくは取消しまたは試験結果の取消し等の措置をとる場合があります。

(5) 当機構が発行する証明書等の著作権は当機構が保有いたします。なお、証明書等を取引先等に開示する場合には、証明書等の全てのページをもれなく開示してください。

(6) 証明書等は、当機構が認証・試験等を実施した時点の結果を記載するものであり、当該記載内容が将来にわたって有効であることを表明するものではありません。

#### (責任の制限と補償)

9. (1) 当機構は、適切な技術と配慮をもってサービスを提供することを約し、過失が証明された場合に限り責任を負うものとします。

(2) 当機構が、サービスの履行に関し、当機構の責に帰すべき事由によりお客さまに損害が発生した場合、その請求原因の如何にかかわらず、当機構はお客さまに対して現実に発生した直接かつ通常の損害についてのみ賠償するものとし、その上限額は当機構が当該業務に対して提示した見積金額合計の10倍相当額または2,500万円のいずれか低い方を超えないものとします。

(3) 当機構は、逸失利益、営業の損失、製造の損失、機会の損失、製品の回収に関して生じた経費もしくは支出、損失軽減に際して生じた経費もしくは支出または第三者の請求（製造物責任請求を含む）を含め、間接または結果損害に係る請求について責任を負わないものとします。

(4) 当機構は、サービスの履行遅滞または不履行に起因する損失または損害につき、戦争、内乱、政府・政府機関による制約、禁止もしくは法律の制定、輸出入規制、ストライキもしくは労働争議（当機構または第三者の従業員が関与しているか否かを問わない）、労働力もしくは資材の調達不能、機械の故障、火災または事故を含め（但し、これらに限られない）、それが当機構の支配の及ばない事由により生じたものである場合、一切責任を負わないものとします。かかる事由が生じた場合、当機構は、一切の責任を負うことなくサービスの提供に関する契約を解除するかまたは一時中止することができます。

(5) 当機構は、当機構がサービスの履行に関連して提示した予定納期またはお客さまの証明書等発行希望日を経過したことに起因してお客さまが被った一切の損失または損害については、その責任を負わないものとします。

(6) 当機構は、損失、損害または費用に関する全ての請求について、当該請求の発生根拠となった当機構によるサービスの履行日後1年以内に訴訟が提起された場合または当該サービスの予定納期とされていた日より1年以内に不履行の主張がなされた場合を除き、一切の責任を負わないものとします。

(7) 当機構が、お客さまと第三者との間の取決めもしくは合意内容を記載した文書または販売契約・信用状・船荷証券等のコピー等の第三者の文書を受領している場合においても、これらは参考情報としてみなされるものであり、当機構が提供すべきサービスまたは受諾した義務の範囲を拡大または制限するものではありません。

(8) 当機構が実施する認証・試験等は、お客さまのお申し込みに基づき、評価対象の特定のバージョンについて該当する基準等（適用基準）を用いて評価を実施するものであり、当機構は、明

示されているか否かを問わず、評価対象に内在する全ての脆弱性の検知を保証するものではなく、その評価および評価結果は将来にわたって評価対象の安全性または品質を保証するものではありません。また、その評価および評価結果を利用したこと起因してお客さまが被った一切の損失または損害については、当機構はその責任を負わないものとします。

- (9) 当機構が実施する認証・試験等において、お客さまは、サービスの提供による影響に応じて、事故および障害への相応な防止策（冗長性、バックアップおよびフェイルセーフ等）を必ず確保するものとします。当機構が実施する認証・試験等において、お客さまの供試品およびその保有するデータ等に悪影響があった場合、当機構の過失が証明された場合を除き、当機構はその責任を負わないものとします。

#### (免責事項)

- 1 0. (1) 天災地変、その他不可抗力により、お申し込みいただいた認証・試験等の履行および証明書等の発行ができなくなった場合においては、当機構はその責任を負わないものとし、それまでに発生した費用を請求させていただきます。
- (2) お送りいただく供試品等の輸送中の損害については、当機構はその責任を負わないものとします。
- (3) 認証・試験等に必要の供試品をご提出いただいた場合で、供試品の分解、破壊を伴う認証・試験等（供試品の動作に必要な他製品（当該他製品に付属する部品、治具等を含む。以下同じ）が分解、破壊の影響を受ける場合を含む）を行う場合には、当機構は、当該認証・試験等終了後の供試品および供試品の動作に必要な他製品の破壊状態についての責を負わないものとします。また、分解、破壊に対する復元費用等も負担いたしません。
- (4) 未認証品の出荷または製造の開始について、正式に認証されていない状態での製品の出荷または製造の開始に起因する損失もしくは損害または製品の輸出入において通関できないことによる損失もしくは損害については、当機構はその責任を負わないものとします。
- (5) 認証・試験等においてお手持ちの試験データ等の活用をご希望の場合、試験データ等はお客さまがその適法な使用权を有している旨、当機構に対して保証するものとし、当機構の試験データ等の使用に関して生じる一切の紛争について、当機構は損害・費用等の責任を負わないものとします。

#### (支払方法)

- 1 1. (1) 当機構は、認証・試験等の終了後、請求書を発行いたします。お客さまは、請求書受領後 30 日以内に、現金または小切手を当機構窓口にてお支払いいただくか、請求書に記載の指定銀行口座にお振込みください。銀行振込による手数料は、お客さまのご負担となります。なお、当機構は一度受領した認証・試験等に基づく料金は返却いたしかねます。
- (2) 当機構に初めてお申し込みされるお客さまには、料金の前払いをお願いしております。ご入金を確認できましたら、認証・試験等を開始いたします。なお、上記の場合以外でも、当機構の判断により、前払いをお願いすることがあります。

#### (苦情・異議申し立て)

- 1 2. 当機構の業務に関する苦情または認証・試験等の結果に関する異議は、その事由が発生した日から 45 日以内に文書により当機構にお申し出ください。当機構において苦情または異議の内容を調査し、お客さまに対し文書で回答させていただきます。但し、お客さまが当機構以外の認証機関等の決定または判断を不服として異議の申し立てを行う場合、当機構は関与できませんこと

をあらかじめご了承ください。

注：供試品、試験に必要な他製品、治具等をご提出いただいた場合で、供試品の破壊が伴う評価（他製品、治具等が破壊の影響を受ける場合を含む）においては、評価終了後の供試品、他製品、治具等の破壊状態についての苦情（破壊に対する復元費用等）はお受けいたしません。

#### (不適合事項の判明)

- 1 3. (1) 認証・試験等にて、適用規格・基準等への不適合が判明した場合は、お客さまに通知いたします。必要な改善等を実施し改善評価をお申し出ください。または、改善等を実施しない場合は、評価を終了する旨をお申し出ください。なお、改善等の後においてもなお適用規格・基準等に不適合である場合または改善等に長期間を要している場合は、当機構の判断で評価を終了させていただくことがあります。評価を終了する場合は、それまでに発生した費用を請求させていただきます。
- (2) 改善評価を実施する場合、料金、予定納期等が変更となる場合があります。また、2 カ月以上の長期間にわたり適用規格・基準等の不適合に対する改善対応などで評価が中断される場合には、別途業務管理費用を請求させていただきます。
- (3) 証明書等発行後に生じた、製品の適用基準への不適合事項に起因する製品または製造工場の改修、改善または修理等の費用は、お客さまのご負担となります。

#### (機密保持)

- 1 4. (1) 当機構は、お申し込みいただいた認証・試験等を遂行する上で知り得たお客さまの業務上の情報（以下「機密情報」という）を、第三者に漏洩・開示しないことをお約束いたします。但し、次の各号の一に該当するものは、機密情報には含まれません。
- ① 開示につきお客さまから承諾が得られたもの。
  - ② 開示された時点において、当機構がすでに了知していたもの。
  - ③ 開示された時点において、既に公知であったもの。
  - ④ 開示された後に当機構の責めに帰すべき事由によらずに公知となったもの。
  - ⑤ 正当な権限を有する第三者から機密保持義務を負うことなく取得したもの。
  - ⑥ お客さまからの情報とは無関係に当機構が独自に開発したもの
- (2) 但し、当機構は、次の各号に該当する場合には当機構の判断で機密情報を第三者に開示することがあります。
- ① 当機構が、事業に係る外部審査等を受ける際に、審査機関に対し申込書等を審査資料として開示する場合。
  - ② 法令または官公署の命令・要請等により、開示を求められた場合。
  - ③ 当機構が、業務の実施に必要な範囲において、他の認証機関または当機構の委託先（試験機関または代行エージェント等を含む、以下「提携機関等」という）に対し開示する場合。なお、提携機関等における情報の取り扱いについては、当該機関の定めるところによります。
- (3) 本条の規定は、認証・試験等実施完了後、または個別契約の終了もしくは解除後も 5 年間有効とします。

#### (個人情報の取り扱い)

- 1 5. お客さまの個人情報は、認証・試験等の業務に係るご連絡、調整の外に、当機構が実施している他の業務のご案内、市場調査および各種情報の提供に限り利用させていただきます。

(電気用品安全法または消費生活用製品安全法の適合性検査のお申し込みに関する事項)

- 1 6. (1)当機構は、お客さまから電気用品安全法または消費生活用製品安全法の適合性検査のお申し込みをいただいた場合は、お客さまからご提出いただいた製品およびその検査設備が、適用規格・基準等に適合しているかどうかを評価し、当該型式区分に対する証明書等を発行します。
- (2)適合性検査のお申し込みは届出事業者（製造事業者または輸入事業者）が行ってください。
- (3)両法律ともに、届出事業者が当該型式区分内で製造または輸入される製品の適用規格・基準等への適合義務を負うこととなります。
- (4)証明書は、記載された型式の区分についてのみ有効であり、当該区分以外の製品には PSE マークまたは PSC マークおよび当機構の名称を表示することはできません。

## (依頼試験に関する事項)

- 1 7. (1)当機構は、お客さまから依頼試験のお申し込みをいただいた場合、お客さまの指定する適用規格、試験条件および試験方法により、当機構の管理の下で試験を実施し、証明書等を発行します。
- (2)依頼試験の証明書等は、供試品についてのみ試験を実施した結果を記載したものであり、同一の個々の販売用製品について適用されるものではありません。
- (3)依頼試験の証明書等の内容を、消費者向けの宣伝等の目的で利用することはできません。試験の内容もしくは結果の公表または証明書等の転載もしくは一部分の複製をご希望の場合には、事前に当機構の承認を受けてください。

## (サイバーセキュリティ関連サービスに関する事項)

- 1 8. (1)当機構は、お客さまからサイバーセキュリティ関連サービスに関する認証・試験等（以下「本サービス」という）のお申し込みをいただいた場合は、お客さまが適用を希望する規格・基準に基づいて、評価対象が当該規格・基準に適合しているかどうかを評価し、証明書等を発行します。なお、本サービスは、評価時点および将来にわたって全てのサイバーセキュリティリスクの低減または排除を保証するものではありません。
- (2)本サービスは、評価時点における既知の脆弱性に関する評価であり、評価時点以降に発見される脆弱性には対応しておりません。
- (3)本サービスは、評価環境と異なる環境における脆弱性を検知するものではありません。
- (4)当機構は、評価後、証明書等の有効期間を経た評価対象において生じた事故等について、評価との関係の有無にかかわらず一切の責任を負わないものとします。
- (5)評価の際における既知の脆弱性のリストまたは判定の基準、評価環境を記述した資料について、当機構は証明書等の発行から 10 年間保管いたします。
- (6)評価に用いるツールおよび手法については、評価対象に関する質問、観察、関連文書や設定値の閲覧、再実施等を基本とします。なお、追加的な要件があれば、必要に応じてどのようなツールや手法を用いて評価を行うかを、お申し込みの前に提示します。

## (試験結果の適否の判定を行い報告(適合性の表明)する場合の取扱い)

- 1 9. (1)A2LA、BSMI、CB、CNAS、JNLA、TAF、VLAC 等の各試験所認定制度における試験結果

の適否の判定ルールは以下の通りとします。

- ①試験結果の適否の判定を行い、お客さまへ報告(適合性の表明)する場合は、適用規格により不確かさを考慮する旨の要求がある場合を除き、測定値で判定を行います。適用規格により不確かさを考慮する旨の要求がある場合にあっても、以下の場合には、測定値で判定を行います。なお、(a)の場合はその旨を通知いたします。
- (a) 不確かさを加えての判定が適切でないことが自明である場合
- (b) 不確かさを加えての判定を行なうことをご希望されない場合
- ②測定値に不確かさを加えて判定を行うことをご希望の場合には、お見積もり時またはお申し込み時にご用命ください。測定値に不確かさを加えて判定を行うことをご希望される場合にあっても、以下の(a)から(c)のいずれかによる場合は測定値で判定を行います。なお、(c)の場合はその旨を通知いたします。
- (a) 定性試験の場合
- (b) 国際または国内規格等以外のお客さまよりご指定いただく方法による試験の場合
- (c) その他、不確かさを加えての判定が適切でないことが自明である場合

- (2)測定値で判定を行う場合と不確かさを加えて判定を行う場合では、料金、予定納期等が異なる場合があります。

## (国際認証制度等に係る申請代行に関する事項)

- 2 0. (1)当機構は、国際認証制度等に基づく認証取得までの諸手続きを代行する申請代行を行います。国際認証制度等は、当該国の認証機関等が認証の手順および基準を定めて管理し、実施している認証です。認証内容を含めて認証機関等の判断はお客さまのご意向と必ずしも一致しない場合がありますことをあらかじめご理解の上、お申し込みください。
- (2)お申し込みいただいた申請代行の業務は、認証機関等から証明書等が発行された時点をもって完了したものといたします。
- (3)認証機関等が発行する証明書等は、お客さまよりご提出をいただく申請に必要な書類に基づいて発行されます。また、一部の国際認証制度等においては証明書等の発行前にドラフト等の確認をお客さまに実施いただく場合があります。ドラフト等の確認の有無または証明書等の発行の前後に関わらず、以下の事由などによって修正または訂正が必要となった場合、料金、予定納期等に変更が生じることがありますが、当機構はその責任を負わないことといたします。
- ①申請に必要な書類に誤記等の誤りがあった場合
- ②ドラフト等の確認に不足があった場合
- ③お申し込み時にご連絡をいただいた内容からの変更または追加があった場合
- (4)本件業務におきましては、当機構から請求する費用のほか、別途当該国の認証機関等がお客さまに請求する費用が発生することがあります。この場合は、認証機関等から発行される請求書に従い、お支払いのお手続きをお願いいたします。
- (5)証明書等の取り扱いについては、これらが発行する機関の規定が適用されます。
- (6)当機構は、その裁量により、業務の一部または全部を提携機関等に委託することがあります。
- (7)認証機関等または提携機関等の作為・不作為によりお客さまに生じた損害については、当機構はその責任を負わないものとします。
- (8)国際認証制度等に基づく認証は、当該国の州、市、地方公共団体およびその他の規制当局の

全ての規制に適合していることを保証しているものではありません。当該当局の規制に適合しないことが判明した場合に、当該当局から要求される改修または回収については、当機構はその責任を負わないものとします。

(反社会的勢力の排除)

2 1. (1)お客さまは、自己または自己の役員が、暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業・団体、総会屋等その他これらに準ずる者（以下総称して「暴力団員等」という）および以下の事項のいずれか一つにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを表明し、保証するものとします。

- ①暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
- ②暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
- ③自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってする等、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
- ④暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与する等の関与をしていると認められる関係を有すること
- ⑤役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること

(2)お客さまは、自らまたは第三者を利用して、以下の事項のいずれか一つにでも該当する行為を行わないことを表明し、保証するものとします。

- ①暴力的な要求行為
- ②法的な責任を超えた不当な要求行為
- ③取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
- ④風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当機構の信用を毀損し、または当機構の業務を妨害する行為
- ⑤その他前各号に準ずる行為

(権利義務等の譲渡禁止)

2 2. お客さまは、事前の書面による当機構の承諾を得ることなくして、本了承事項に基づく権利もしくは義務または本了承事項上の地位の全部または一部を第三者に譲渡し、または承継させてはならないものとします。

(合意管轄等)

2 3. 本了承事項に起因する一切の紛争については、訴額に応じて東京簡易裁判所または東京地方裁判所を専属的合意管轄裁判所とし、準拠法は日本法とします。

(その他)

2 4. 本了承事項に記載のない事項または疑義が生じた事項については、お客さまと当機構で協議の上、解決に当たるものとします。

以上